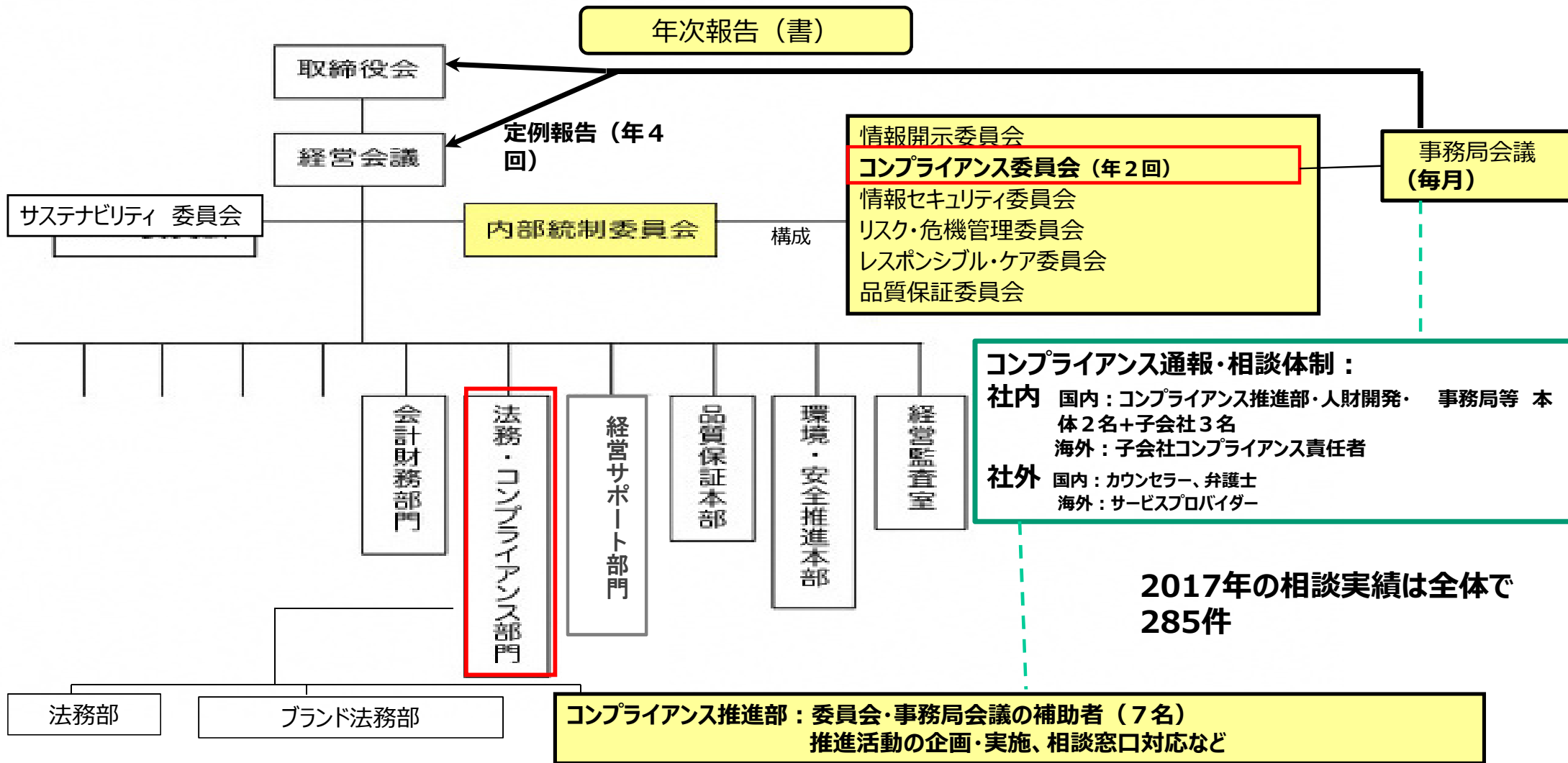


コンプライアンス活動体制の概要



第1線(実行組織)

- 購買、生産、研究、物流、事業、マーケ、販売等のサプライチェーンの各現場
- 会計財務、人事、総務、広報等のサポート各現場

第2線(横ぐし横断組織)

- 内部統制委員会及び傘下の各委員会*並びに各機能部門**
 - * コンプライアンス、品質保証、レスポンシブルケア、情報開示、情報セキュリティ、リスク危機管理
 - ** J-Sox事務局、人事部門、情報システム部門等

第3線

- 経営監査室(グローバル内部監査)

3線ディフェンス外

- 監査役(会)

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

企業価値の継続的な増大をめざして、適法かつ効率的な、また健全で透明性の高い経営が実現できるよう、経営体制、経営組織及び経営システムを整備することを重要な課題として、代表取締役社長執行役員を委員長とする内部統制委員会を設置し、下記の施策を実施する。

(1) 整備状況

14) 業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する事項

花王グループの業務の適正を確保するための体制の運用については、取締役会において定期的に検証を行い、各年度の運用状況の概要を事業報告に記載する。

経営トップの強いリーダーシップによる内部統制体制の整備とその適切な運用は、日本証券取引所の「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」及び「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」の実現にも資するものとして、上記の施策を実行していきます。

コンプライアンス活動のPDCA

資料④

- 以下の図に示すPDCAサイクルを毎年実施することにより、より良いコンプライアンス活動の推進を目指しています。
- 特に、社外のコンサルティング会社からの検証や外部評価機関への回答および回答後のフィードバックを活用することにより、ステークホルダーが求めるコンプライアンス活動の理解、実現を図っています。

Plan

以下を基にした適切で効果的な活動計画の立案

- 「Check」欄に記載したフィードバック、評価等
- 社会的な要請・動向

Do

活動計画に基づくBCG等の改定対応／計画に基づいた研修の実施等／通報・相談窓口の新規設置と運用

積極的な改善活動

Act

「Check」欄に記載したフィードバック、評価等に基づいた必要な改善課題の検討・対応

Check

- ・社内チェック
 - 取締役会からのフィードバック
 - 社内の各部門による自部門点検
 - 経営監査室による監査
 - 社員の声を聴く活動やラウンドテーブルにより 得られた声
- ・社外チェック
 - 第三者評価や外部評価機関への回答および回答後のフィードバック

公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する 民間事業者向けガイドライン平成28年12月9日 消費者庁

資料⑤

Ⅲ.通報者等の保護

1.通報に係る秘密保持の徹底 (1)秘密保持の重要性

○ 通報者の所属・氏名等が職場内に漏れることは、それ自体が通報者に対する重大な不利益になり、ひいては通報を理由とする更なる不利益な取扱いにもつながるおそれがある。また、内部通報制度への信頼性を損ない、経営上のリスクに係る情報の把握が遅延する等の事態を招くおそれがある。

このため、以下のような措置を講じ、通報に係る秘密保持の徹底を図ることが重要である。

- 情報共有が許される範囲を必要最小限に限定する
- 通報者の所属・氏名等や当該事案が通報を端緒とするものであること等、通報者の特定につながり得る情報は、通報者の書面や電子メール等による明示の同意がない限り、情報共有が許される範囲外には開示しない

《略》

- これらのことを、経営幹部及び全ての従業員に周知徹底する



kao

この編集
トッ
心地
未来
花王
主な

コーポレート・カルチャー

企業理念の実践のために..... 117
 インテグリティ..... 121
 人権..... 130
 持続可能で責任ある調達..... 134
 人財開発の全体像..... 143
 人財育成..... 145
 ダイバーシティ&インクルージョン..... 148
 社員との対話..... 155
 健康..... 158
 労働安全衛生..... 165
 保安防災..... 170

ガバナンス

コーポレート・ガバナンス 176
 レスポンシブル・ケア活動 184
 リスクと危機の管理..... 191
 情報開示..... 195
 情報セキュリティ..... 200
 知的財産の保護と権利活用..... 207

資料⑥

コーポレート・カルチャー

企業理念の実践のために..... 117
 インテグリティ..... 121
 人権..... 130
 持続可能で責任ある調達..... 134
 人財開発の全体像..... 143
 人財育成..... 145
 ダイバーシティ&インクルージョン..... 148
 社員との対話..... 155
 健康..... 158
 労働安全衛生..... 165
 保安防災..... 170

ガバナンス

コーポレート・ガバナンス 176
 レスポンシブル・ケア活動 184
 リスクと危機の管理..... 191
 情報開示..... 195
 情報セキュリティ..... 200
 知的財産の保護と権利活用..... 207

外部表彰..... 211
 独立保証報告書..... 213
 GRI Standards 対照表 214
 ISO26000対照表..... 221
 調査用インデックス..... 223

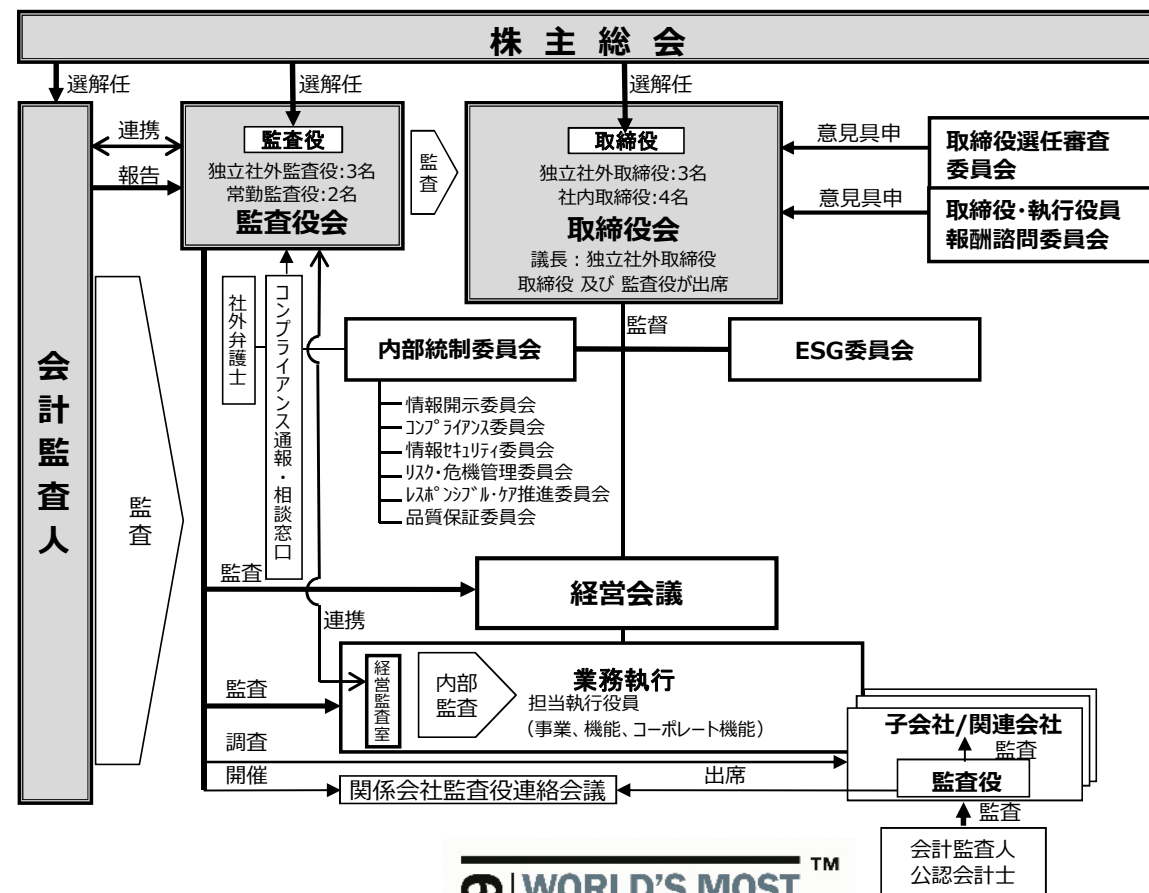
2018年販売実績 (単位：億円)

事業\地域	日本	アジア	米州	欧州	合計
消費者プロダクツ事業 (B-B-C)	8,839	1,987	850	652	12,329
ケミカル事業 (B-B)	1,266	675	518	669	3,128
セグメント間売上高の消去	329	31	1	16	377
合計	9,776	2,631	1,368	1,305	15,080

【花王グループ社員数】

消費者プロダクツ事業	29,057名
ケミカル事業	3,860名
全社共通	747名
計	33,664名

<コーポレート・ガバナンス体制>



全文はこちら → https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyou/tosin/20130314.html

監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定について

平成25年3月13日 企業会計審議会監査部会

1 審議の背景

・・・不正による有価証券報告書の虚偽記載等の不適切な事例が相次いでおり、こうした事例においては、結果として公認会計士監査が有効に機能しておらず、より実効的な監査手続を求める指摘があるところである。・・・こうしたことから、当審議会においては、・・・公認会計士監査をより実効性のあるものとするとの観点から、不正に対応した監査手続等の検討を行い、監査基準等の所要の見直しを行うこととした。

「監査における不正リスク対応基準」

第二 不正リスクに対応した監査の実施

16 不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断した場合の審査

監査人は、不正による財務諸表の重要な虚偽の表示の**疑義があると判断**した場合には、当該疑義に係る監査人の対応について、監査事務所の方針と手続に従って、**適切な審査の担当者による審査が完了するまでは意見の表明を**してはならない。

11 不正による重要な虚偽の表示の疑義

監査人は、識別した不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況について、関連して入手した監査証拠に基づいて経営者の説明に合理性がないと判断した場合には、不正による重要な虚偽の表示の疑義があるとして扱わなければならない。

また、識別した不正リスクに対応して当初計画した監査手続を実施した結果必要と判断した追加的な監査手続を実施してもなお、不正リスクに関連する十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合には、不正による重要な虚偽の表示の疑義があるとして扱わなければならない。

監査人は、不正による重要な虚偽の表示の疑義がないと判断したときは、その旨と理由を監査調書に記載しなければならない。